

『常陸国風土記』行方郡に見える建借間命の国見記事について

川 副 由理子

一、はじめに

『常陸国風土記』行方郡条には、崇神天皇の時代に派遣された建借間命が荒賊を討伐する様子に由来する、伊多久之郷・布都奈之村・安伐之里・吉前之邑の地名起源譚（以下、【本文】とも言う）がある。その記事は「頓宿安婆之島、遥望海東之浦、時烟所見」という国見行為をきっかけにして地名起源譚へと展開していく。

【本文】『常陸国風土記』行方郡

（※二重傍線は討伐描写、囲み線は国見描写、波線は地名起源箇所、山括弧は分注。以下同じ）

古老曰、斯貴瑞垣宮大八洲所馭天皇之世、為乎東垂之荒賊、遣建借間命。〔即此那賀国造初祖。〕引率軍士、行略凶猾、

頓宿安婆之島、遥望海東之浦、時烟所見、交、疑有_レ人。

『常陸国風土記』行方郡に見える建借間命の国見記事について

建借間命、仰天誓曰、「若有_二天人之烟_一者、来覆_二我上_一。若有_二荒賊之烟_一者、去靡_二海中_一。時、烟、射_レ海而流之。爰、自知_レ有_二凶賊_一。即、命_二從衆_一、褥食而渡。於是、有_二国栖名曰_二夜尺斯_一・夜筑斯_二二人_一。自為_二首帥_一、掘_レ穴造_レ堡、常所_二居住_一。覘_二伺官軍_一、伏衛拒抗。建借間命、縱_二兵駈追_一、賊_レ尺連還、閉_レ堡固禁。俄而、建借間命、大起_二權議_一、校_二閱敢死之士_一、伏_二隱山阿_一、造_二備滅_レ賊之器_一、嚴飭_二海渚_一、連_二舟編_レ棧_一、飛_二雲蓋_一、張_二虹旌_一、天之鳥琴・天之鳥笛、隨_レ波、逐_レ潮、杵嶋唱曲七日七夜遊樂歌舞。于_レ時、賊党、聞_二盛音楽_一、拳_レ房、男女悉_レ出来、傾_レ浜歛_レ咲。建借間命、令_二騎士閉_レ堡、自_レ後襲擊、尽_二囚_二種属_一、一時焚滅。此時、痛殺_レ所言、今、謂_二伊多久之郷_一。臨斬_レ所言、今、謂_二布都奈之村_一。安殺_レ所言、今、謂_二安伐之里_一。吉殺_レ所言、今、謂_二吉前之邑_一。

記事は、建借間命が軍を率いて荒賊を討伐するために海の東の浦

を「遥望」すると、烟が見えて人がいるらしいとわかる場面から始まる。建借間命がウケヒをするとそれが荒賊の烟であることが明らかになり、続いて賊すなわち国栖の夜尺斯・夜筑斯と官軍の行動が記される。建借間命が「大起_二権議_一」しその賊をおびき出して殺す様子が、伊多久之郷・布都奈之村・安伐之里・吉前之邑の地名起源譚になっている。建借間命については「那賀国造初祖」であると記事中の分注で説明されているが、『古事記』中卷神武天皇条には、

神武の皇子である神八井耳命について「神八井耳命者、（意富臣、
※中略）伊余国造、科野国造、道奥石城国造、常道仲国造、長狭国造、伊勢船木直、尾張丹羽臣、嶋田臣等之祖也」とあり、また『先代旧事本紀』国造本紀の仲国造条にも、成務天皇の時代に伊予国造の祖である建借馬命を仲国造に定めたとあるように、タケカシマを那賀国造の初めとする歴史認識が当時一般的であったことが分かる。

この記事には前述の通り国見の表現がある。国見とは「高いところから国土を見渡すこと」^①であるが、その起源としては「元来農村の子祝行事として行われた春山入りの儀礼的部分である国見を、支配者の儀礼として独立して行うようになったもの」という土橋寛氏の説が広く支持を得ている。さらに土橋氏は、国見にかかわる風土記の地名説話について、「地方祖神や、天皇またはその使臣の巡行や国見、とくにその時に発せられる国讚めの詞に懸けて地名の起源を説こうとする傾向が認められる」と説明している。たとえば『本文』と同じ『常陸国風土記』行方郡の記事には、倭武天皇が四方を

眺望し、「山阿・海曲、参差委蛇。峯頭浮_レ雲、谿腹擁_レ霧、物色可怜、郷体甚愛」であるとその土地を讚めて、名を「行細国」とし、そこから「行方」という郡名が付けられたという記事がある。また国讚めまではされていないが、国見によって知った土地の様子がそのまま名になったという、「豊後国風土記」鏡坂のような記事もある。あるいは、天皇が丘に立って国見をしたことが地名起源になったという、『播磨国風土記』大立丘のような記事もある。

しかし、当該記事における建借間命の国見は、土地讚めを伴うこともなく、直接的には地名起源に繋がっていない。ここで地名の由来となったのは、「痛殺」・「臨斬」・「安殺」・「吉殺」という、建借間命が荒賊を殺戮する血生臭い描写である。国見の記事は、和銅六年の官命に応じて編纂された風土記中に散見し、そのほとんどが前述のような国讚めや土地の景観描写へ、そして地名起源へと展開している。なぜ当該条だけが、国見をきっかけとしながら、述べたような殺戮の描写をもって地名の由来を説いているのだろうか。

ところで、風土記中には建借間命のように国造初祖、あるいは国造と明記された人物がしばしば登場する。国造とは、「大化改新以前におかれた世襲の地方長官。地方の豪族が任ぜられた。もと独立していた地方君主が服属してなったものもある。その支配範囲はのちにいう国よりも狭く、ほぼ郡にあたる。大化改新以後は祭祀を司り、政治的な官職ではなくなったが、多くは郡司に任ぜられ、勢力を保ち続けた」^④という存在である。「国造」と明記された人物が関

わる記事は、『常陸国風土記』に十記事、『出雲国風土記』に二記事（意宇郡忌部神戸条・仁多郡三澤郷条）、『播磨国風土記』に五記事（飭磨郡安相里条・飭磨郡飭磨御宅条・讃容郡弥加都岐原条・賀毛郡伎須美野条・賀毛郡玉野村条）ある。特に『常陸国風土記』に記事が多いことがわかるが、これは森昌文氏が、「一国一国造、ないしはそれに準ずる大国造制をとる国々に対して、常陸国は令制下の郡にあたるせまい各地域に国造をおく小国造制によるものともみられよう。一国内に多くの国造がいればそれだけ国造名を多くする機会がふえるからである」と説くような事情があると考えられる。⁵⁾ここで、今回取り上げる『常陸国風土記』の国造関連記事を見てみよう。

【資料A】『常陸国風土記』に見える「国造」の記述

1…総記：常陸国国名起源譚

或曰、倭武天皇、巡狩東夷之国、幸過新治之県、所遣国造毗那良珠命、新令掘井、流泉浄澄、尤有_レ好愛。時、停乘輿、翫水、洗手、御衣之袖、垂泉而沾。便依_レ漬袖之義、以_レ爲_レ此国之名。風俗諺云、筑波岳黒雲挂、衣袖漬国是矣。

2…新治郡：新治郡郡名起源譚

古老曰、昔、美麻貴天皇馭宇之世、爲_レ平討東夷之荒賊（俗云三阿良夫流爾斯母乃）、遣_レ新治国造祖、名曰_レ比奈良珠命。此人罷到、即穿_レ新井（今存_レ新治里_レ随_レ時致_レ祭）、其水浄流。仍、

以_レ治井因着郡号。自爾至今、其名不改。（風俗諺云_レ白遠新治之国。）（以下略之）

3…筑波郡：筑波郡郡名起源譚

古老曰、筑波之県、古、謂_レ紀国。美万貴天皇之世、遣_レ采女臣友属、筑篔命於紀国之国造。時、筑篔命云、「欲_レ令_レ身名者着国後代流传」、即、改_レ本号、更称_レ筑波者。（風俗説云_レ握_レ飯筑波之国。）（以下略之）

4…茨城郡：茨城郡郡名起源譚の分注

或曰、山之佐伯、野之佐伯、自為_レ賊長、引_レ率徒衆、横_レ行国中、大為_レ劫殺。時、黒坂命、規_レ滅此賊、以_レ茨城造。所以_レ地名便謂_レ茨城焉。（茨城国造初祖、多邇許呂命_レ息長帯比売天皇之朝、当_レ至_レ品太天皇之誕時。多邇許呂命有_レ子八人。中男、筑波使主、茨城郡湯坐連等之初祖。）

5…行方郡：行方郡建郡記事

古老曰、難波長柄豊前大宮馭宇天皇之世、癸丑年、茨城国造、小乙下壬生連磨・那珂国造、大建壬生直夫子等、請_レ惣領高向大夫中臣幡織田大夫等、割_レ茨城地八里那珂地七里合七百余戸、別置_レ郡家。

6…行方郡：椎井池の地名起源譚

古老曰、石村玉穗宮大八洲所馭天皇之世、有_レ人。箭括氏麻多智、截_レ自_レ郡西谷之葦原、壘_レ闢新治田。此時、夜刀神、相群引率、悉_レ到来、左右防障、勿_レ令_レ耕佃。（俗云、謂_レ蛇為_レ夜刀神。）

『常陸国風土記』行方郡に見える建借間命の国見記事について

其形、蛇身頭角。率引免難時、有見人者、破滅家門、子孫不繼。凡、此郡側郊原甚多所住之。於是、麻多智、大起怒情、着被甲鎧之、自身執仗、打殺駢逐。乃、至山口、標稅置堺堀、告夜刀神云、「自レ此以上聽レ為レ神地。自レ此以下須作人田。自レ今以後、吾、為レ神祝、永代敬祭。冀、勿レ崇、勿レ恨」、設社初祭者。即、還、發耕田一十町余、麻多智子孫、相承致祭、至今不絶。其後、至難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世、壬生連麿、初占其谷、令築池堤。時、夜刀神、昇集池辺之椎株、經時不去。於是、麿、拳声大言、「令修此池、要在活民。何神、誰祇、不從風化」、即、令役民云、「目見雜物、魚虫之類、無所懼、隨尽打殺」、言了心時、神蛇避隱。所謂其池、今、号椎井池。池回椎株。清泉所出、取井名池。即、向香島陸之馭道也。

7..行方郡〔本文〕

：伊多久之郷・布都奈之村・安伐之里・吉前之邑の地名起源譚
8..香島郡：香島郡建郡記事・郡名起源譚

古老曰、難波長柄豊前大朝馭宇天皇之世、己酉年、大乙上中臣（一）子、大乙下中臣部免子等、請物領高向大夫、割下総国海上国造部内、軽野以南一里、那賀国造部内、寒田以北五里、別置神郡。其処、有天之大神社・坂戸社・沼尾社、合三処、物称香島天之大神。因名郡焉。〔風俗説云、葦零香島之国。〕

9..多珂郡：多珂郡郡名起源譚

古老曰、斯我高穴穗宮大八洲照臨天皇之世、以建御狭日命、任多珂国造。兹人初至、歷驗地体、以為峯險岳崇、因名多珂之國。〔謂建御狭日命者、即是、出雲臣同属。今、多珂石城所謂是也。風俗説云、薦枕多珂之國。〕

10..多珂郡：多珂郡分郡記事

建御狭日命、当所遺時、以久慈堺之助河、為道前、〔去郡西南三十里、今猶、称道前里。〕陸奥国石城郡苦麻之村為道後。其後、至難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世、癸丑年、多珂国造石城直美夜部・石城評造部志許赤等、請申物領高向大夫、以所部遠隔往来不便、分置多珂・石城二郡。〔石城郡、今存陸奥国堺内。〕

『常陸国風土記』では、国・郡の地名起源に国造が関わる記事が五つ（A・1・2・3・9）、建郡・分郡の記事が二つ（A・5・10）、郡名起源譚と建郡記事を兼ねたものが一つ（A・8）、郡名起源譚の分注の記事が一つ（A・4）、国・郡以外の地名起源譚に国造が関わる記事が二つ（A・6・7）となっている。この中で、国造による討伐が主題となっているのはA・6と【本文】（A・7）の記事のみである（A・2の新治国造祖比奈良珠命は「為平討東夷之荒賊」と討伐のために派遣されたことになっているが、彼が記事中で行ったのは「穿新井」と新しい井戸を掘ることであり、討伐

行為は記されていない)。A・6・7の共通点として挙げられるのは、どちらも行方郡の記事でありながら、行方郡の国造による地名起源ではない(建借間命は「那賀国造初祖」、壬生連磨は「茨城国造」)こと、国名や郡名の起源譚と無関係であることの二点である。

一点目については、どちらも他郡の国造(の祖)と記述されているのになぜ行方郡で討伐をするのかという問題だと言い換えられるだろう。行方郡の建郡記事(A・5)によれば、孝徳朝に茨城郡と那賀郡から土地を分け、合わせた分が行方郡として成立したというのであるから、〈歴史〉的におかしな点はない。A・6の壬生連磨の討伐はA・5と同じく孝徳朝の出来事と記述され、A・7の建借間命の討伐はそれよりも過去に遡った崇神朝の出来事と記述されている。次に二点目である。『常陸国風土記』の他の国造は、国名・郡名起源譚か建郡・分郡記事といった、地方行政官にふさわしい記事に登場している(出雲・播磨国風土記では国造は逆に「忌部」や「伎須美野」といった郡よりも小さい土地の地名起源譚のみ担っており、この点は各風土記の性格の違いが考えられる)。にも関わらず、【本文】やA・6は、村(邑)や里(郷)や池といった、必ずしも令制下の行政区画ではない、小さな地名についての起源譚を記しており、その点において異例であると言わざるを得ない。

なぜ建借間命の国見による地名起源譚のみが、殺戮という要素を持つ記事になっているのか。なぜ建借間命と壬生連磨は国名でも郡名でもない小さな土地の地名起源を担うことになったのか。本稿で

はこの二点に注意を払いつつ、『常陸国風土記』行方郡の国見記事の成立事情を考察する。

二、国造の国見について

国見に限らず、地名起源譚には土地讚美の要素を伴うものが多い。例えば、神が発した土地讚めの言葉による地名起源は、その土地が神によって選ばれ、祝福されたという意味をもって伝承されていたと想像することが許されよう。しかしながら、【本文】の殺戮の描写によるもの等、一見して「負の地名起源譚」と言うべき例もいくつか存在する。まず、それらが何に由来するのか考えてみたい。

常陸・出雲・播磨・豊後・肥前の五風土記は、『続日本紀』和銅六(七一三)年五月二日条に見える風土記撰進の官命に依じて撰進されたと考えられる。その官命には「畿内七道諸国郡郷名、着好字」という項目があるが、それと『常陸国風土記』【本文】等に見える土地の命名について、横山佳永子氏の論がある。横山氏は、「虐殺などを根拠としている以上、その用字は「血」「殺」「切」など、必ずしもいわゆる『好字』にはならないことが多い。それでも敢えて討伐の正当性をアピールするために、地名として残すのである。こういった地名は、土着の人間たちの間から生まれてくることはいである⁶⁾」と、【本文】も含めたこのような殺戮由来の地名起源譚が、その土地の人々が考え出したものではないと指摘する。また、

松本直樹氏は風土記の天皇の巡幸説話について、「天皇はそれぞれの土地に建都してそこに留まる訳ではなく、巡幸を続けるのであり、経路の地名が天皇の行為に基づいて塗られていけばよいという外部の価値観をもって、俯瞰的な視野から語られている」と述べる。⁽⁷⁾ さらに『古事記』神武天皇条の五瀬命の記事のような、移動しながら連続する負の地名起源譚（負傷した手の血を洗うことから「血沼海」、男建びして崩御することから「男水門」という地名になるような、血や殺害に関わる地名起源譚）を挙げ、「これらがそれぞれの土地内部の価値観から発想されるとは思われない」と指摘している。⁽⁸⁾ 【本文】も、伊多久之郷・布都奈之村・安伐之里・吉前之邑と地名起源譚が行政区画を越えて連続しており、俯瞰的な視野から土地を見ている外部の人間が、【本文】の地名起源譚を記しているものと考えられる。【本文】を記したのは、土地を俯瞰的な視野から見ると外部の人間、おそらく『常陸国風土記』編纂者である国司かそれに近い人物であったと考えられる。まずその点をおさえておきたい。

しかし、【本文】が国見と負の地名起源という要素を伴っている事情については、さらに考えるべき点が残されている。風土記中では国讀めによる地名起源譚となることが多い国見記事が、なぜ負の地名起源譚になってしまうのだろうか。考えられるのは、建借間命がもともと朝廷による「為_レ平_二東垂之荒賊_一」という討伐の意図のもとに遣わされた人物だから、という可能性であろう。しかし、同じように討伐が描かれている『常陸国風土記』行方郡の倭武天皇

による郡名起源譚や『肥前国風土記』総記・松浦郡賀周里・松浦郡値嘉郷の記事では、国見による負の地名起源譚になっていない。次に、国見と討伐の要素を併せ持つ記事を一覧してみたい。

【資料B】国見と討伐の両方が語られる風土記の地名起源譚

1…『常陸国風土記』行方郡

討伐：倭武天皇、巡_二狩天下_一、征_二平海北_一

国見：天皇四_レ望_一、顧_二侍従_一曰、「停_レ輿徘徊、拳_レ目_一騁望_一、山阿・

海曲、参差委蛇。峯頭浮_レ雲、谿腹擁_レ霧、物色可怜、郷体

甚愛。宜_レ可_二此地名_一称_二行細国_一者_一」

2…【本文】

国見：頓_二宿安婆之島_一、遥_二望_一海東之浦、時烟所_レ見_一、交_レ疑_レ有_レ人

レ人

討伐：引_二率軍士_一、行略_二凶猾_一（※中略）建借間命、令_二騎士閉_レ堡、

自_レ後襲撃、尽囚_二種属_一、一時焚滅。此時、痛殺所_レ言_一、今、

謂_二伊多久之郷_一。臨斬所_レ言_一、今、謂_二布都奈之村_一。安殺所_レ言_一、今、

謂_二吉前之邑_一。

3…『肥前国風土記』総記

討伐：昔者、磯城瑞籬宮御宇御間城天皇之世、肥後国益城郡朝来

名峯、有_二土蜘蛛_一、打猴_二頸猴二人_一、帥_二徒衆一百八十余人_一、

拒_二捍皇命_一、不_レ肯_二降服_一。朝廷、勅_二遣_二肥君等祖_一、健緒組、

伐之。於_レ茲、健緒組、奉_レ勅、悉誅滅之

国見…（※健緒組）巡_二国裏_一 観_二察_一 消息、到_二於八代郡白髮山_一、

日晩止宿。其夜、虚空有_レ火、自然而燎、稍々降下、就此

山燎之時、健緒組、見_二而驚恠_一、参_二上朝庭_一、（※中略）举_二

燎火之状_一奏聞。天皇、勅曰、「所_レ奏之事、未_レ曾所_レ聞。

火下_二之_レ国_一、可_レ謂_二火国_一」

4…『肥前国風土記』松浦郡賀周里

討伐…昔者、此里有_二土蜘蛛_一。名曰_二海松檀媛_一。纏向日代宮御宇天

皇、巡_二国之時_一、遣_二陪從_一、大屋田子（早部君等祖也）、誅

滅

国見…時、霞、四含不_レ見_二物色_一。因_レ曰_二霞里_一」

5…『肥前国風土記』松浦郡值嘉郷

国見…昔者、同天皇（※筆者注…景行天皇）、巡幸之時、在_二志式

島之行宮、御_二覽_一 西海、々中有_レ島、烟氣多覆。勅_二陪從_一、

阿曇連百足_一遣_二令_レ 察_二之_一。爰有_二八十余_一。就中_二一島_一、々別

有_レ人。第一島名小近、土蜘蛛大耳居之、第二島名大近、

土蜘蛛垂耳居之。自余之島、並人不_レ在。（※中略）勅云、「此

島雖_レ遠、猶_レ見_二如_レ近_一。可_レ謂_二近島_一」。因曰_二值嘉_一」

討伐…天皇、勅、且_レ令_二誅殺_一」

B・1の『常陸国風土記』行方郡郡名起源譚は、「巡_二狩天下_一、征_二

平海北_一」と倭武天皇の討伐についてわずかに言及しているものの、

それは本題に入る前の副次的な記述に過ぎない。本題は国見による

国讚めの詞を由来にした地名起源譚である。B・3の『肥前国風土

記』総記の地名起源譚では、討伐のために派遣された肥君等祖健緒

組が「巡_二国裏 観_二察消息_一」していると不思議な火が見え、そのた

めにその土地は「火国」と呼ばれ、それが「肥国」の由来になって

いる（さらに後に肥前と肥後の国に分れたことが記されている）。

B・4の松浦郡賀周里については「霞、四含不_レ見_二物色_一」とは記

されているものの、そこに由来する「霞里」には否定的な意味がな

い。B・5の『肥前国風土記』松浦郡值嘉郷の地名起源譚では、陪

從阿曇連百足が「察」したことを報告し、天皇が土蜘蛛を誅殺しよ

うとするものの、大耳等は御贄として蛇を献上して赦された。そし

て「此島雖_レ遠、猶_レ見_二如_レ近_一。可_レ謂_二近島_一」と天皇の親近感から

くる言葉により「近島」と呼ばれ、それが「值嘉郷」の由来になる。

どれも負の地名起源説話にはつながらない。

風土記中には天皇の国見記事が多いが、それ以外の人物が国見や

それに類する行為をする記事もある。そして後者の中には、国造と

いう立場で「土地の様子をみる」記事がある。【本文】とA・9が

それにあたる。【本文】では建借間命が那賀国造初祖、A・9では

建御狭日命が多珂国造であると明記されている。また、国造とは明

記されていないが、『豊後国風土記』総記の国名起源譚と『肥前国

風土記』総記の国名起源譚には、それぞれ豊国直等祖菟名手と肥君

等祖健緒組という、国造である可能性が高い人物が登場する例もあ

る。それぞれ「纏向日代宮御宇大足彦天皇、詔_二豊国直等祖、菟名

手、遣_レ治_二豊国_一」、「拳_二健緒組之勲_一、賜_二姓名_一、曰_二火君健緒純_一、便、遣_レ治_二此国_一」という記述から、彼らがそれぞれの国全体を治める立場にあることがわかる。加えて、『先代旧事本紀』の国造本紀に「豊国造」として「宇那足尼」が、「火国造」として「遅男江命」（秋本吉郎氏は「遅男江は建男組の誤写で風土記と同人である。」と注をしている）の名があることから、彼らが国造であったことが推定できる。記事のあらずじとしては、A・9と『豊後国風土記』総記と『肥前国風土記』総記では、その国の国造（と思しき人物）が国見をして、その土地の状況を把握し、その様子が土地の名となる、という点で共通している。【本文】のみ、前述の通り、国見によって人の存在を感知し、ウケヒによってその人が荒賊であるとわかり、その荒賊を殺戮する様子が土地の名となっているのである。

ここで、建借間命の国見記事に使われる「望」の字について触れておきたい。【本文】、A・9、菟名手の国名起源譚、健緒組の国名起源譚の四記事は、風土記中の国造（初祖）あるいは国造の可能性が高い人物による「土地の様子をみる」記事である。だが、その中で、建借間命の「みる」行為についてのみ「望」の字が使われており、A・9の建御狭日命は「歴駈」（「歴」については『漢書』楚元王伝「歴_二周唐之所_一進_レ以為_レ法」の顔師古注に「歴、謂_二歴_一觀_二之_一」）とあり、「次々に見る」意がある。また「駈」については時代が下るが『字彙』に「考視也」とあり、「考え見る」意がある）、菟名手は「見」、健緒組は「觀察」・「見」となっている。「望」の漢籍の用

例としては、『旧唐書』太宗紀に「太宗將_二數騎升_二高丘_一以望_レ之」_レとあり、遠くを見渡す意があるとわかる。常陸・出雲・播磨・豊後・肥前の五風土記において、当該記事を含め見る意の「望」の字が使われているのは常陸・播磨・肥前の三風土記である。その用例の内訳は、天皇が主体の例が九つ、神が主体の例が一つ、その他の人物が主体の例が二つ、主体不明の例が二つとなっており、天皇が主体となる例が圧倒的に多い。また他の上代文献では、『古事記』では見る意の「望」の用例が九例あり、そのうちの一例は神（須佐之男命）、一例は皇族（大山守命）、残りの七例は天皇が主体のものとなっており、やはり天皇に用いられる例が多いことがうかがえる。

『常陸国風土記』内の見る意の「望」の用例は、「望」の動作の主体が天皇である用例が三つ（行方郡条の「四望」・「騁望」、行方郡香澄里条の「遥望」、主体が不明な用例が二つ（茨城郡条の「騁望」、行方郡新治洲条の「遥望」）、主体がその他の人物である用例が一つ（【本文】の「遥望」となっており、やはり天皇ではない建借間命に「望」の字が用いられているのは奇妙だと考えられる。また熟語としては、「四望」には『楚辞』九歌・河伯に「登_二崑崙_一兮四望」とあるように「四方をながめる」の意がある。「騁望」には『後漢書』馬融列伝に「騁_二望千里_一」という用例があり「思いのまま遠くをながめる」意がある。「遥望」には『後漢書』独行列伝に「遥_二望_二虞宮_一烟火」とあり、「遠くから望む」意がある。

また『常陸国風土記』の用例ではないが、『播磨国風土記』飾磨

郡少川里高瀬村の記事や『肥前国風土記』松浦郡値嘉郷・高来郡の記事には天皇の国見と臣下による国見の両方が記されており、そこに「みる」ことに対する質の差を見出すことができる。

【資料C】天皇とそれ以外の人物の「土地の様子を見る行為」が同一記事内にある例

1…『播磨国風土記』飾磨郡少川里高瀬村

品太天皇（※応神天皇）：「望見」、舍人上野国麻奈毘古：「察」

2…『肥前国風土記』松浦郡値嘉郷ⅡB・5

同天皇（※景行天皇）：「御覧」、陪従阿曇連百足：「察」

3…『肥前国風土記』高来郡

纏向日代宮御宇天皇（※景行天皇）：「覧」、神大野宿祢：「看」

C・1では応神天皇が「登於夢前丘、而望見者、北方有白色物」しているのに対し、舍人上野国麻奈毘古は天皇に派遣され、「自高処流落水」という有り様を「察」している。C・2では景行天皇が「御覧西海、々中有島、煙氣多覆」しているのに対し、陪従阿曇連百足は天皇に派遣され「爰有八十余」から始まり島に土蜘蛛が住んでいることを「察」している。「御覧」については、『肥前国風土記』において天皇に近い待遇を受ける日本武尊を含め、風土記中では「天皇について、使用されるものと見られる」という柏谷嘉弘氏の調査がある。¹⁰⁾「察」の漢籍の用例としては『楚

『常陸国風土記』行方郡に見える建借間命の国見記事について

辞』離騷に「覧察草木、其猶未得兮」とあり、王逸注に「察、視也」とある。C・3では景行天皇が「覧此郡山」しているのに対し、神大野宿祢は天皇に派遣されて「往到此郡」したところで「爰有是人」という様子を「看」ている。「覧」の用例には『楚辞』九歌・雲中君に「覧冀州兮有餘」とあり、王逸注に「覧、望也」とあることから、「望」と「覧」が同義で用いられることがあるとわかる。「看」は『説文解字』に「看、睇也、从手下目」とあり、「手をかざして見る」意がある。また風土記中の「看」の字については、『豊後国風土記』総記で菟名手が僕者に「看」させているという、自分よりも身分の低い人物に何かを「みさせる」際の使用例がある。こうした表記があることから、これらの記事には、遠くを見る天皇の「望見」・「御覧」・「覧」と対比する形で、国の様子を細かく見る臣下の「察」・「看」という用字の発想があると考えられる。

また『播磨国風土記』の賀茂郡小目野条には、天皇が「大」きく見て、それ以外の者が「小」さく見るといふ発想の例がある。応神天皇が四方を望覧して、「彼観者、海哉、河哉」と言ったところ、従臣が「此霧也」と答え、天皇が「大体雖見、無小目哉」と言ったことから「小目野」という名がついたと記されている。こういった発想に反して用いられた建借間命の「望」は、他の国造の「みる」様子とはおのずから意味が異なってくると思われる。A・9の建御狭日命による「歴験」は、建御狭日命が多珂郡に初めて至ったときに用いられ、その土地を次々見て調べたという意と解釈できる。そ

これは、建借間命が安婆之島（『新日本紀』卷十所収の『常陸国風土記』逸文にみえる信太郡建郡記事から推測すると、崇神朝当時は筑波郡もしくは茨城郡であり、那賀郡とは無関係の土地と考えられる）から海東之浦を「遥望」したという、行政区画を越えた越境的な視線とは、やはり性質が異なっている。地方行政官でありながら天皇に類した描写をされる建借間命は、記事の中で天皇に似た性格を付与されている。そうした操作は、俯瞰的な視野を持つ外部の人間によるものと考えられるのである。

三、建借間命の二面性について

建借間命の性格について秋本吉徳氏は、記紀の「英雄の物語」、特にヤマトタケルの物語と相通うものであり、「英雄の物語」とは（一）『記』『紀』の英雄物語は皇祖・天皇・皇親による異族の征服物語であり、（二）それは中央（天皇）と地方との支配（服従）関係を語るものに他ならず、（三）同時に地方諸氏族の始祖伝承として語られる、というきわめて政治的色彩の濃厚なもの⁽¹¹⁾だと述べている。建借間命が天皇と類似した形で描写されること、朝廷から派遣されたと記されること、那賀国造初祖であると説明されていることからすると、首肯すべき意見だと思われる。しかし同時に、森昌文氏が「海を遥望し、ウケヒを実修する姿には始祖王としての国讃め儀礼と古代的呪術祭祀面がみられ、その誅伐法にはクマツタケル

にみるヤマトタケルの欺し討ちと残虐性とがみられる。（※省略）このように国造の武勇的伝承を豊かにしているが、そればかりではなくタケカシマには呪術祭祀王としての一面もうかがわれ、国見儀礼の王者の姿もみうけられた⁽¹²⁾と述べているように、英雄的に描かれる建借間命は、その一方で、土地の始祖王としての要素や、祭祀者のな要素も併せ持った人物として描かれている。建借間命には、国見をはじめ、ウケヒで神意をうかがい、また天之鳥琴・天之鳥笛を使うなどという行動が見られる（古代における琴は遊びとしてよりも、祭祀用として、神をよりつかせるために奏された宗教的な品であった⁽¹³⁾）と秋本氏は注を付している。「タケカシマノミコト」という名についても、注釈書類に「タケは美称、カシマの命は香島の神を奉ずる氏族の初祖の意を込めた名である⁽¹⁴⁾」等の言及がある。おそらく、多珂国造が国見をしてその土地の様子を見出したり、新治国造が井を新しく作ったりしたことから郡名がつけられるというような、始祖王的・祭祀者のな国造像がもともと建借間命にもあったものと推測できる。

また茨城国造の壬生連磨についても、森昌文氏は「磨による夜刀の神退治とササノヲによるヤマトノヲロチ退治は共通した話型とみなすことができ、ササノヲがアマテラスの弟とされ、磨が「役民」「風化」ということばでいずれも王権側にたたきされているがその伝承の内実は怪物を退治する英雄像にあった。壬生連磨の場合、王権側のイデオロギー言語のわく内で規制されながら、語られた伝承の

シンタクスは在地国造による英雄譚ととらえなければならぬのである⁽¹⁵⁾と述べている。そうした、在地の始祖王・宗教的祭祀者像と、前述した記紀の武力的英雄像の交錯した形が、国見をした結果異民族を見つけて彼らを殺戮する様子が地名起源譚になるという、他の国見記事と異なる結果を生み出したものと考えられる。

では、なぜ建借間命に、そうした記紀の英雄的イメージと地方の祭祀的イメージが重ね合わせられたのであろうか。すなわち、なぜ、建借間命・壬生連磨以外の他郡の国造に見えない記紀の英雄的イメージが付与されるようになったのであろうか。三谷栄一氏は、壬生氏と倭武天皇の関係について考察する際に、「壬生」が皇子の養育係であることから、「元来ヤマトタケルという称号も、ヤマトの英雄の意であり、殊に那珂国造家壬生氏の祖も「建借間命」といって、「建」のつく名でもあるところからみて、タケルとしての性格をもっていたので、この地方に見えたと中央でいう倭建命の東征譚と結合させ、自分の氏族の養育した皇子を倭建命と考えていたのではなからうか⁽¹⁶⁾と述べている。だが、自らの氏族の祖である在地の首長の英雄譚が、記紀のヤマトタケルの英雄譚と共通する性質を持っていたため結合したのだ、という理由には賛同しにくい。なぜなら、前述のように当該条は在地首長の伝承が否定的な地名起源譚として変化したものであり、その変容はおそらく中央の価値観を持った編述者によって行われたものだからである。

兼岡理恵氏は、行方郡の地名起源譚にある供膳・国見・勅言の三

『常陸国風土記』行方郡に見える建借間命の国見記事について

つの形はいずれも地名起源譚を形成する典型的な要素であると述べ、その三つが揃った状態は常陸国や他国の風土記にも見られないことについて、「行方郡の成立事情を思い起こしたい。すなわち行方郡が、孝徳朝に茨城郡・那珂郡を分割することによって人為的に作られた段階で、その存在を保証する起源を語る必要が生じ、その際に供膳・国見・勅言という様式を用いて作成されたのが、この行方郡名起源譚ではないだろうか。他に類を見ない、三要素が同時に備わっているという点も、当地を王化の進んだ土地として示す、より完璧な地名起源譚を作り出すためとみなせば納得がゆく。ここに当該記事の作為性は明瞭といえよう⁽¹⁷⁾と記し、行方郡の倭武天皇記事の作為性や、その作為の理由は完璧な地名起源譚を作るためであると指摘をしている。同じことは、建借間命の記事についても言えるのではないだろうか。行方郡はA・5の建郡記事にあるように、孝徳朝に茨城国造小乙下壬生連磨と那賀国造大建壬生直夫子の要請によって、両郡の土地を割いて新しく別に設置された郡である。建借間命と壬生連磨が小さい土地の地名起源譚を担っているのは、行方郡の存在を保証するためなのではないか。兼岡氏の指摘したように倭武天皇由来の郡名起源譚が人工的に作成されたとして、人工的に成立した行方郡をさらに説得力をもって描いていくには、倭武天皇による地名起源譚だけでは難しく、在地の有力者が登場する伝承や、その伝承を持つ歴史の力が必要だったのでないだろうか。

風土記は地誌であるが、『続日本紀』和銅六年風土記撰進の官命

では、「古老相伝旧聞異事、載于史籍言上」と敢えて「史籍」という言葉が用いられている。「地誌を史籍と記すのは、隋書経籍志などに地理書も史類に含めていることによるか」という可能性もあるが、そこには風土記の「古老」の伝承等を歴史書としても記せという要請があったようにも考えられる。また、同時代に『古事記』（七十二年）・『日本書紀』（七二〇年）と中央政権による歴史書が編述されており、風土記もこうした流れと無関係ではいられなかった可能性も考えられる。行方郡は孝徳朝新設の郡であり、もし行方郡成立以前の歴史を記そうとするならば、那賀郡時代のものと茨城郡時代のものを描いていくしかない。『常陸国風土記』内での歴史叙述には「〇〇天皇之世」というように天皇代を示して出来事を記していく形式があるが、その中で建借間命による討伐の時代に設定された崇神朝は、『常陸国風土記』に記される天皇代としては最も古いものである。そして壬生連磨による討伐の時代に設定された孝徳朝は、行方郡の建郡と同時代である。こうした時代設定は、最も古い天皇代と行方郡成立の天皇代までの——つまり行方郡成立以前のもの——那賀郡・茨城郡としての歴史を、国造（初祖）が登場した記事を出すことで語ろうとするためのものではないだろうか。

在地首長たる国造（初祖）が朝廷から派遣されるという形で賊を討伐し、また「役」「風化」という言葉を用いて王権側の価値観のもと神を殺そうとするという記述は、天皇（朝廷）に対する在地首長の恭順を表している。と同時に、その天皇代によって記される歴

史の時間軸を、国造という在地の権力者を持ち出すことで具体的に裏打ちし、保障する機能があると考えられるのである。『常陸国風土記』の国造関連記事では、建借間命と壬生連磨以外の国造は、国あるいは郡単位の地名起源譚や建郡・分郡記事に関わっている。これは、在地側の人間であれば国造をそうした大きい行政区画の記事を担う存在、すなわち国（郡）の支配者として認めていたであろうところを、『常陸国風土記』編述者たる国司やその周辺の価値観が、建借間命と壬生連磨を小さな土地の地名起源譚を担う者として取り扱っている、ということだと考えられる。そうしたところに、中央から派遣された官人としての『常陸国風土記』編纂者の視線が見えるのである。

四、結び

なぜ建借間命の国見による地名起源譚のみが他の国見記事とは異なり、殺戮由来の負の地名起源譚になっているのか。また、なぜ建借間命と壬生連磨は国名でも郡名でもない小さな地名の起源譚を担うのか。この二点について本稿では関連付けて考察してきた。結論としては、『常陸国風土記』編述者であり、中央から派遣された官人である国司の視線がその二点に作用していると考えられる。在地の英雄像を残しながらも、国を「望」み、殺戮によって地方に小さな地名を残してゆく国造の姿に、官命に応じて編纂された「史籍」

としての風土記の一面が見えるように思う。

※本稿の引用は、風土記は『日本古典文学大系2』（岩波書店、一九五八年四月）、古事記は『日本古典文学大系1』（岩波書店、一九五八年六月）、続日本紀は『新日本古典文学大系12』（岩波書店、一九八九年三月）、先代旧事本紀は『神道大系 古典編8』（神道大系編纂会、一九八〇年十二月）、漢書は『漢書』（中華書局、一九六二年六月）、字彙は『字彙 字彙補』（上海辞書出版社、一九九一年六月）、旧唐書は『旧唐書』（中華書局、一九七五年五月）、楚辞は『楚辞補注』（中華書局、一九五七年九月）、後漢書は『後漢書』（中華書局、一九六五年五月）、説文解字は『説文解字 附檢字』（中華書局、一九六三年十二月）の本文に適宜訓点を付し、通行字体に改めている。

注

- (1) 上代語辞典編集委員会編『時代別国語大辞典上代編』「くにみ」の項 三省堂 一九六七年十二月
- (2) 土橋寛著「第1章 国見の起源／第2節 国見と歌垣の関係」『古代歌謡と儀礼の研究』岩波書店 一九六五年十二月
- (3) 土橋著「第4章 国見の意義／第2節 天皇国見の政治的意義」前掲書 注2
- (4) 上代語辞典編集委員会編 前掲書注1「くにのみやつこ」の項
- (5) 森昌文著「常陸（国造）伝承とヤマトタケル」『新典社研究叢書124 古代文学の思想と表現』新典社 二〇〇〇年一月

『常陸国風土記』行方郡に見える建借間命の国見記事について

- (6) 横山佳永子「『常陸国風土記』の編述態度——異族記事を通して見えてくるもの——」『古代研究』第三三号 早稲田古代研究会 二〇〇〇年一月

- (7) 松本直樹「巡行する神の伝承について——出雲国風土記を中心に——」『風土記研究』第三三号 風土記研究会 二〇〇八年六月
- (8) 松本 前掲注7
- (9) 秋本吉郎注『日本古典文学大系2 風土記』岩波書店 一九五八年四月
- (10) 柏谷嘉弘「『風土記』の「御覽」『神女大國文』第六号 神戸女子大学国文学会 一九九五年三月
- (11) 秋本吉徳注『講談社学術文庫 風土記（一）——常陸国風土記——』講談社 一九七九年四月
- (12) 森著 前掲注5
- (13) 秋本吉徳注 前掲注11
- (14) 小島環禮注『角川文庫 風土記』角川書店 一九七〇年七月
- (15) 森著 前掲注5
- (16) 三谷栄一著「第三編『常陸国風土記』の生成と展開——壬生氏を中心とした伝承文学の成立基盤をめぐって——」『日本神話の基盤』塙書房 一九七四年九月（初出：『常陸国風土記の成立と壬生氏——伝承文学の成立基盤をめぐって——』『実践女子大学紀要 国文学・英文学』第八号 一九六四年四月）
- (17) 兼岡理恵著「第1部 律令国家と風土記「古代」／第二章 常陸国風土記 行方郡説話」『風土記受容史研究』笠間書院 二〇〇八年二月（初出：『常陸国風土記』行方郡説話考』『国語と国文学』二〇〇一年一月）
- (18) 青木和夫ほか・校注『新日本古典文学大系12 続日本紀 一』岩波書店 一九八九年三月

